

意見書

平成16年8月23日

総務省 総合通信基盤局  
電波部 電波政策課 御中

郵便番号：100-6150

住 所：東京都千代田区永田町2-11-1

氏 名：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

代表者氏名：代表取締役社長 中村 維夫

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関する意見

1. 基本的な考え方

有限希少な電波資源を利用する者すべてが、効率的かつ適正な電波利用の推進を目的とする電波利用料を負担することは当然の義務と考えます。現行制度における共益費用の性格を基本としつつ、量的要素を勘案した算定方法を取り入れることにより、電波利用者間の公平性が保たれ、かつ、電波有効利用に向けた電波利用者共通の認識の醸成が期待されます。一方、歳出面については、電波有効利用の推進に資する範囲に用途を限定するとともに、電波利用料負担者の理解が得られるよう、行政においても、一層の透明性確保と事務効率化の努力が必要と考えます。

2. 電波利用料の料額算定について(第4章)

- ① 現行の算定方法は、無線局数のみに依存する方法であるため、携帯電話端末に極端に依存した歳入構造となっている。使用周波数幅等の量的要素を勘案した算定方法を取り入れることによって、負担の公平と電波有効利用インセンティブが期待されることから、今回の算定方法見直しの方向性は適当と考えます。
- ② 実際の料額決定にあたっては、量的要素に関わる算定部分の割合を一定程度大きくすることにより、電波有効利用インセンティブを高めるとともに、携帯電話に依存した歳入構造が実質的に是正されるよう配慮されることが適当と考えます。

3. 戦略的に取り組むべき施策について(第5章)

- ① 新たな用途導入の前提として、現行の電波行政事務についても、必要性の見直し、業務効率化、透明性向上等を推進することが重要であり、具体的な削減目標を設定するなど、電波利用料負担者の理解が得られるよう一層の取組みを要望いたします。
- ② 研究開発への用途拡大にあたっては、既存免許人の周波数逼迫対策に資することを目的とし、際限なく対象が拡大することのないよう、運用にあたっての上限を設けること、研究開発項目選定や成果評価における透明性確保の方策を講じること等が適当と考えます。
- ③ 携帯電話サービスの格差是正のために充当することについては、採算性が厳しい地域における携帯電話サービス提供への要望に国としてできる限り応えていくため、適当な施策と考えます。

4. 納付義務者の範囲について(第6章)

- ① 電波有効利用と負担の公平の観点から、一定の周波数帯域幅を占有して使用する免許不要局には、電波利用料(共益費用及び使用料)の負担を求めることが適当と考えます。なお、電波利用料負担者の理解を得るためにも、非徴収とする免許不要局は、他の無線局に妨害を与えず、かつ、保護も求めないものに限定することが適当と考えます。

② 同様の主旨から、国や地方公共団体の無線局にも一定の電波利用料負担を求めることが適当と考えます。

5. その他の課題について(第7章)

- ① 電波利用者の負担額の歯止めとして、使途及び徴収総額の上限を法定することに加え、運用の透明性を確保することが必要と考えます。
- ② 包括免許におけるシステム切替え時の納付手続きの合理化については、負担の公平の観点から適当な措置と考えます。

以上